

取得時効 宅建 H29-02-1 <<#842>>

【問】 正誤をつけよ。

Aの所有する甲土地をBが時効取得した場合、Bが甲土地の所有権を取得するのは、取得時効の完成時である。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 時効の効力【★基礎必須】

時効の効力は、その**起算日にさかのぼる**。（民法 144 条）

⇒ **取得時効の起算点は、占有を開始した時点**

⇒ つまり、**時効取得**した場合、所有権を取得するのは、取得時効の完成時ではなく、**占有を開始した時**である